序文:『自由貿易体制の新展開』

早稲田大学法学学術院教授 河野 真理子

## I. 本特集号の目的

本特集号の主題は『自由貿易体制の新展開』であり、現在の自由貿易体制が直面している新たな法的論点を明らかにし、今後の課題を検討することを目的とする。各論文のテーマはいずれも第二次世界大戦後の国際経済体制に影響を与えてきた下記の3点の要因に関連するものである。すなわち、第一に、普遍主義に基づく国際経済体制の構築とその構造の変化、第二に、自然人、法人を問わない「人」の活動の国際関係における影響力の増大、第三に、従来使われてきた「国際社会」に代えて「国際共同体」という表現が使われるようになり、国際共同体全体の共通利益の保護が重要になっている。

第一の点については、まず、主権国家の平等 と国家主権の尊重という国際法の基本原則の 下、国際連合や世界銀行のような普遍主義に基 づいて構築された国際的な制度が現在の国際社 会でも基盤となっていることが認識されなけれ ばならない。この普遍主義に基づく国際的な制 度では多数決による意思決定制度が導入されて おり、旧植民地から独立した国の数が増加する につれて、植民地支配の歴史的経緯を踏まえた 対応が必要となった。第二次世界大戦後に生じ た先進国対発展途上国という対立は, その後, 発展途上諸国の発展の程度に大きな差が生じて いることと、先進国間での競争の激化によって, 大きな転換点を迎えている。特に経済分野では. 普遍的な体制である GATT/WTO 体制の下で の交渉の行き詰まりや紛争解決制度の機能不全 に伴い、自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)の下での限定的な国家が当事国となる地域的な規範の形成が大きく進展し、先進的な問題にも、より積極的な対応がなされている。さらに、中国やロシアと米国・EU・日本の対立も鮮明になっている。

第二の点は、経済活動が基本的に「人」によっ て担われることから、国家が構築した制度に よって、「人」の国際的な経済活動をいかに促 進するかが、国際社会の課題となってきたこと に起因する。その意味で、経済分野の国際協力 体制は出発点から「人」の問題に関わるもので あった。しかし、第二次世界大戦以降の人権分 野での国際法規則の発展は、経済分野の制度に も影響を与え、労働者の権利の保護や環境の保 護・保全との関係での経済活動の持続可能性と いった事項が自由貿易体制の問題として検討さ れるようになっている。COVID-19のパンデ ミックの下、感染症対策に関連して「人」の保 護や健康にかかわる事項の重要性もより強く認 識されるようになった。「人」に関わる要素の うち、 基本的人権の保障や環境の保護・保全の 問題は、第三の要因である国際共同体全体の共 通利益にも関わるものと考えられる。

第三に、国際共同体全体の共通利益を保護するための国際協力の必要性が認識され、その重要性が増す中で、国際社会の平和と安全の維持や基本的人権の保障、地球環境の保護・保全のような、特定の国家の利害を超えた共同体的な

序文:『自由貿易体制の新展開』

利益が強く意識されるようになっている。そうした国際共同体全体の共通利益の保護と個別の

国家の利益のバランスをどのように確保するかが考慮されなければならなくなっている。

## Ⅱ. 各論文の要約

小寺論文は、第二次世界大戦後続いてきた。 先進国対途上国の関係が自由貿易体制に及ぼし てきた影響を. フランス語圏を中心にした国際 法の学説で、先進国と途上国の関係に定立・適 用される異なる待遇を包括的に分析してきた国 際法規範の多重性論に依拠して、「特別かつ異 なる待遇 (S&D)」を検討している。また、規 範の多重性の基礎として、国家のカテゴリー区 分が必要であり、そのために途上国の同定が重 要であるものの、その決定方式には様々なもの があることも説明されている。こうした議論を 踏まえ、著者は、まず、WTO における S&D は GATT とは異なり、途上国が自由貿易体制に円 滑に移行するための猶予の役割を担っているこ と. 及び猶予としての規範にも多重性がみられ ることを確認する。その上で、GATT 時代から の途上国優遇規定に関する議論が、WTO 設立 後も続いたことが指摘される。そうした議論は 2019年のトランプ政権下. USTR が発出したメ モランダムで、米国が途上国の多様化を踏まえ たS&D 批判を行ったことをきっかけに加速化 することになった。著者は、S&D の新たなモデ ルとして注目されるようになった、貿易円滑化 協定におけるS&Dを取り上げ、パリ協定と比 較しつつ、この両者にみられる「二重の自己選 択方式」の意義と課題を分析している。

飯野論文は、データに支えられたデジタル貿易の自由貿易体制への影響を検討している。まず、デジタル貿易の進展によってもたらされた貿易協定の変容や進化が論じられている。そして、デジタル貿易の意味が説明され、デジタル貿易がデータの移動で支えられ、データが生産手段であるだけでなく、それ自体が取引される

資産であることを特徴とすると述べている。こ うしたデータの重要性により、各国の「競争力」 の源泉に変化が生じており、新たなタイプの貿 易制限措置の登場、非貿易的関心事項の重要性 の高まりと新たな非貿易的関心事項の登場、「市 民社会 | の関与の必要性、及びデジタルデバイ ドの拡大とそれに対する懸念への対応の必要性 という4つの論点が生じているとの指摘がなさ れる。そして、この分野では WTO 協定の現行 ルールに不十分な部分が多いことと対照的に. 新たな規則の形成をリードしている「ルール メーカー」とされる諸国が締結してきた FTA により先進的な規則が発展を遂げているとす る。著者は、そうした FTA の分析の結果、各 協定が相互に影響を及ぼしあって、デジタル貿 易の規律の形成が進んでいること、デジタル貿 易に関する規則の発展が貿易協定の射程の拡大 とWTO協定が非貿易的関心事項を直接の対 象とすることをもたらしていること. デジタル 貿易の規律において国家の「規制する権利」の 存在感が増していることを指摘し、それぞれの 論点についての課題も指摘している。さらに, デジタル貿易においてステークホルダーの参加 やデジタルデバイドが重要であるものの、それ らに関する規定が十分ではないとも述べられて いる。

加藤論文は、感染症対策に関連する医療資源の国際通商ルールにおける扱いを論じている。 COVID-19のパンデミックに対応して、診断・治療・免疫構築に関する医療製品の確保のために多様な通商措置が採られた。特に、著者は、各国・地域の政府は、自国民の健康に関する権利を実現し、領域内の公衆衛生を維持、改善す

るという義務を果たすための措置を採ったが、 国際的な調整を伴わない国内的な措置の実施は 他国・他地域との競合を生むことになる。それ ゆえに、世界的なパンデミック政策の有効な実 施のためには継続的な国際的対応が必要である と指摘する。特に知的財産の保護は元来、属地 主義の原則に基づくものであるが、国際的な調 整が不可欠であるとする。さらにパンデミック 下でニーズが高まったオンラインによる著作物 の利用、マスクや人口呼吸器のデザイン等のよ うな知的財産を一般に利用可能にして共有する 取組の形態の進展等は、公衆衛生の維持に関す る公私の役割分担のあり方についての問題を改 めて明らかにしたと言える。こうした問題に対 応するために WTO, WHO 及び WIPO という 3つの関係する国際機関はそれぞれの分野での 取組とともに協働の実現にも努力をしてきた。 しかし、著者は、そのような試みにも関わらず、 COVID-19 パンデミックへの対応に必要な医療 製品の世界的な調達がパンデミックの進展に対 応して順調に進捗したとは言えないと指摘す る。そして、有効な措置の実現のために、世界 的な知的財産の保護の義務に対する免除のため の措置の提案がなされるようになったことが示 されている。さらに、2027年6月まで途上国に ついてワクチン関連特許権の保護の義務の免除 を認める TRIPS 協定に関する閣僚決定(2022 年)だけでなく、各国・地域においても TRIPS 協定の柔軟性を活用した措置として、政府によ る知的財産の利用や強制実施権の制度が設けら れた。著者は、これらの取組にも限界があるこ とを指摘し、国際通商における感染症対策とそ れに要する医薬品アクセスという枠組みにおけ る政府の法的責任については様々な取組を有機 的に組み合わせた一層の努力が必要であり、個 人の人権である健康に対する権利をも考慮した 統合的なアプローチが求められると述べる。

阿部論文は、現在のWTO体制における安全保障例外条項の役割と課題を論じている。著者は、コンセンサス方式が採用され、紛争処理手続で安全保障例外条項の解釈適用がパネルで争

われる可能性が低かった GATT 体制における 安全保障例外条項の制度と先例を分析し. GATT 期においては、安全保障例外条項自体 にかかる「負担」が重くはなく、貿易と安全保 障との関係の問題を処理することを同条項の機 能として求める必要が比較的低かったため、こ の条項の厳密な解釈適用が必要とされなかった と述べている。これに対し、ネガティブ・コン センサス方式が採用された WTO の紛争処理 手続においては、安全保障条項に関する紛争に おいて、自動的に設置されたパネルが同条項の 解釈適用を行わなければならない状況が生じる 可能性が高まったと指摘されている。ただし. WTO 成立後のグローバリゼーション期におい ては大国間の地政学的対立が解消したことや米 国と EU が安全保障上の利益を基本的に共有 し、自国の国内産業保護は WTO と整合性を持 つ措置によって運用するという加盟国間のコン センサスがあったことから、WTO の紛争処理 手続きで安全保障例外条項の解釈適用が論じら れる可能性が低かったとされる。これに対し. ポスト・グローバリゼーション期においては. 自由主義経済・民主主義を支持する米国・ EU・日本等と、国家統制経済・権威主義のロ シア・中国との間で顕在化した地政学的対立が WTO 体制の内部の問題となったため、安全保 障条項の援用が司法審査となる可能性が格段に 高まり、実際の事例もみられることが指摘され る。EU・日本は、安全保障例外条項の発動の 自由度について米国と異なる立場ではあるもの の、米国と協調してロシアや中国に対する輸出 規制等の貿易制限措置をとっている。著者は, このような状況の下, 安全保障例外条項を司法 的に解釈適用することが紛争の解決に資するの かが試されていると述べている。

関根論文と福永論文は、WTO協定や投資仲裁という従来の制度と温暖化対策のための措置との相克を取り上げている。

関根論文は、2023年に発効したEUの炭素国 境調整メカニズム(CBAM)規則とWTO協定 の整合性や評価を論じている。著者は、CBAM 規則の概要を説明した上で、貿易制限的な性質を持つこの制度が、WTO協定の下での内国民待遇、数量制限及び最恵国待遇に関する規定に違反する可能性があるとしている。さらに、WTO規定違反とされる場合にCBAM規制をGATT第20条に基づいて正当化する可能性があるかについての検討がなされ、理論的にCBAM規則がWTO規定違反となる可能性が高いとの結論が示される。今後のCBAMの運用推計を踏まえ、この分野での紛争が生じる場合、WTOの紛争処理制度に付託され、違反の可否が明確に認定されるよりも、対話を通じた関係国の利益の調整手続が望ましいと述べている。

福永論文は、エネルギー憲章条約(ECT)の ISDS 条項に基づき、再生可能エネルギー関連 政策等の気候変動政策に関する投資紛争事例の 分析を通じて、現在の投資紛争解決手続の問題 点と改革の方向性を論じている。ECT の ISDS 条項を援用して投資仲裁に紛争が付託された事 例として、スペイン、イタリア、ドイツ、オラ ンダ、日本を相手とする先例の検討がなされて いる。これらの先例の多くに共通する主要な論 点として、EU の域内紛争への ECT の適用の可 否. 及び公正衡平待遇の違反という2つの論点 が取り上げられている。著者は、特に多くの EU 加盟国の気候変動政策に関する多数の仲裁 の申立は、多くの EU 加盟国の ECT 脱退や EU 域内での投資仲裁に対する政治的な支持の喪失 をもたらしたと指摘する。そして、本来再生可 能エネルギー投資を保護し促しうるはずの国際 投資法が今後気候変動政策とより親和的になる ような方向性を探るべきであると述べている。

太田代・秋山論文は、2020年に発効した米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の労働・環境分野に関する義務の履行確保手続を分析するものである。USMCAの労働・環境章は、従来のFTAやEPAと同様な紛争解決手続に加えて、労働組合や市民、環境保護団体といった非国家主体の関与を伴う履行確保手続を設けている。労働章では、義務の不履行に関して、公衆申立、協力的労働対話、労働に関する協議を前

提とした紛争解決手続,及び個別施設を対象とした労働即応メカニズム(RRLM)という4つの手続が設けられ,履行確保手続が大幅に強化された。これらのうち頻繁に利用された実績があるのがRRLMであり,企業行動や国家の貿易交渉に影響を及ぼしているとの評価が示されている。環境章では,NAFTAの附属協定である北米環境協力協定(NAAEC)の公衆申立制度の実績を引き継ぎつつ,これを改良した制度が設けられている。また,国家間の紛争解決手続に関しては,複数の段階の協議の後のパネル設置が規定されている。これらの制度とその利用の経験により,米国は関係者の協力を確保するとともに,他のFTAの締結交渉において,労働及び環境に関する規定を主導している。

小林論文は、WTO 紛争処理制度におけるあっ せん・調停・仲介という代替的紛争処理(ADR) 手続の役割を検討している。小委員会(パネル) と上級委員会からなる二審制の準司法的な手続 を特色とする WTO の紛争処理制度は、2019年 12 月以降. 上級委員会の機能停止を受けて機能 不全に陥っている。このような状況の下、著者 は ADR に改めて着目すべきではないかとの立場 をとる。そのような目的で、1947年の GATT の 紛争処理制度における ADR の位置づけが紹介 される。特に 1966 年の GATT 締約国団決定に より、「1966 手続 | と呼ばれる制度が設けられ、 1979年 DSU 第8条第2 文及び現行の DSU 第 3.12条によって今日でも効力を有する。また、 1989年のGATT 紛争処理の規制及び手続の改 善に関する締約国団決定は今日の DSU 第5条や 第25条につながる ADR の選択肢を示したとさ れている。GATT期のADRの運用事例では、 パネル手続とは異なる柔軟性・機動性を特徴と し、協議・あっせん、調停、パネル手続が必要 に応じて相前後して用いられ、複合的に機能し ていたものの、1980年代以降はADRの利用が 消極的になった。著者は、GATT 期の ADR の 利用に伴う問題は現行制度にも示唆を与えるも のであると指摘した上で、WTO体制下では DSU 第5条に規定される、あっせん、調停及び 仲介とともに、同条で、紛争解決の「代替的な手段」としての「迅速な仲裁」が、紛争処理を「容易にする」ものとして位置づけられていることが紹介され、これらを利用した先例の分析がなされている。著者は、長期的にWTO紛争処理手続の全体的な機能を確保するためには、パネル手続そのものの機能の再検討やDSU第25条の仲裁だけでなく、第5条の非拘束的なADRの機能に目配りし、それらを連続的・包摂的に把握することが必要であると述べている。

河野論文は、多くの投資条約やFTA/EPAに置かれているISDS条項に基づく、外国人投資家対投資受入国の間の投資仲裁の意義と現在の課題を論じている。資金と技術を有する私人の国際投資は世界経済全体の発展と活性化のために不可欠である。第二次世界大戦後に独立を達成した発展途上国への国際投資は、新しい独立国の国内法制度や国内情勢への不安に対応し、1960年代以降の資源ナショナリズムから外国人

投資家の投資財産を保護するために設けられる ようになった制度である。こうした紛争解決制度 は個人投資家に紛争解決のための国際的な制度 の利用の機会をもたらすだけでなく. 投資紛争の 非政治化という国家にとっての望ましい効果も期 待されるものであった。投資仲裁には両紛争当事 者の同意が必要である。そうした同意の表示方 法として、現在、最も多くの投資仲裁の根拠となっ ているのが ISDS 条項である。ISDS 条項に基づ く仲裁では、公正衡平待遇のような投資受入国に よる条約上の義務の違反を個人が論じる事案が 増えている。特に2010年代以降EU加盟国の ECT 違反が EU 国籍の個人によって論じられる 事例が急増し、EU諸国の ISDS 条項に基づく投 資仲裁への一層の不信をもたらしている。こうし た不信や不満が多国間投資裁判所、あるいは常 設投資裁判所の設立を求める議論につながって いる。著者は、投資仲裁制度の位置づけや改革 のあり方が改めて問われていると述べている。

## Ⅲ. 今後の展望

本特集号に掲載された9本の論文から以下の 点を指摘することができる。第一に、すべての 論文において、Iで述べた現在の国際共同体の あり方の変容が反映されている。現在の GATT/WTO 体制は、本来は国家間の自由貿 易を支える制度として構築されたものの、新た な国際社会の状況、科学技術の発展、及び国際 共同体における「人」又は「人権」への配慮の 必要性の増大が何らかの形で反映されている。 第二に、現在の自由貿易体制の意義と問題点を 適切に評価し、問題に対応するための具体的な 課題を見出すためには、第二次世界大戦以降の GATT/WTO 体制の発展の経緯を踏まえる必 要がある。第三に、WTO 体制の重要な特色と されてきた紛争処理制度が機能不全に陥ってい る中、法的拘束力を持たない紛争処理手続を有

効に活用することの重要性が指摘されている。 さらに、紛争処理手続の利用よりも前の段階と なる義務の履行確保のための多様な制度もみら れるようになっており、これらを利用すること で、関係国だけでなく、ステークホルダーの参 加をも確保した対応が一層重要になっていくこ とが予想される。今後の自由貿易体制の進展の 方向性を考えるために、これらの論点は重要な 意味を持つと言えよう。

以上のような自由貿易体制の新たな方向に向かって多様な議論が今後も加速度的に進展していくことが予想される。日本はこうした自由貿易体制の変容に、自国の国益と国際共同体全体の共通利益の両方を十分に考慮しつつ、柔軟に対応していくことが求められる。